

<h1>静岡市報</h1>	No. 173
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目次

教育委員会規則

○静岡市総合運動場条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則・・・・・・・・・・ 3

告 示

○地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定め
た告示の一部改正・・ 5

教育委員会規則

静岡市教育委員会規則第25号

静岡市総合運動場条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに制定する。

平成29年8月24日

静岡市教育委員会
教育長 池谷 眞樹

静岡市総合運動場条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

静岡市総合運動場条例の一部を改正する条例（平成28年静岡市条例第101号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、平成29年9月1日とする。

告 示

静岡市告示第676号

地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示（平成15年静岡市告示第5号）の一部を次のように改正する。

平成29年9月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「

静岡市西ケ谷資源循環体験プラザ使用料 の徴収事務	一般財団法人静岡市環境公社理事長
大浜公園のウォータースライダー使用料 の徴収事務	株式会社セリオ代表取締役社長

を

」

「

静岡市西ケ谷資源循環体験プラザ使用料 の徴収事務	一般財団法人静岡市環境公社理事長
-----------------------------	------------------

に

」

改める。

附 則

この告示は、平成29年9月30日から施行する。